

札幌市火葬場・墓地のあり方推進協議会

第4回墓地部会

議 事 録

日 時：2021年7月20日（火）午前10時開会

1. 開 会

○上田部会長 皆様がおそろいになりましたので、ただいまより第4回墓地部会を開催させていただきます。

初めに、事務局より委員の出席状況及び配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局（小山内生活環境課長） おはようございます。

本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、7月16日付で人事異動がございまして、札幌市保健所の生活環境課長に着任いたしました小山内と申します。

4年前でしょうか、この課に係長として在籍しておりましたけれども、戻ってまいりました。不慣れなことがたくさんありますので、ご迷惑をかけるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、出席状況です。

本日は、8名全員のご出席をいただいております。

続きまして、発言ルールをご確認させていただきます。

本日も、コロナ対策のため、オンラインによる会議の開催になりますため、発言のルールを改めてご案内させていただきます。

一つ目ですが、発言時以外はマイクをオフにさせていただきたいと思います。

二つ目ですが、発言の際は挙手をお願いします。

三つ目ですが、発言する際は最初にお名前を名乗っていただいてから発言をしていただきたいと思います。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

資料は事前に郵送させていただいておりますが、順番に、会議次第、資料1、資料2が1から5までとなっております。資料3及び資料4まで、合わせて9ページです。

次ですが、本日は、運営計画策定補助業務を委託した株式会社ノーザンクロス様もウェブ会議を閲覧しております。また、本日の会議資料や議事録は、従前どおり、ホームページにて公開しております。

なお、事前に申込みをいただきました北海道新聞の方が会議を傍聴しておりますことも申し添えます。

2. 議 事

○上田部会長 それでは、議事を進めさせていただきます。

お手元の次第に沿って進めていきます。

まずは、議題（1）の札幌市の墓地に関する長期的な考え方についてです。

事務局の説明が終わりましたら、随時、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。

では、説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（柳墓園管理係員） 本来、係長の高谷が説明させていただくところですが、身

内に不幸があったということで本日は欠席となっております。そのため、本日は私から説明させていただきます。

新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置が7月11日に終了しておりますが、札幌市においては25日までが重点地域となっており、感染防止対策に努めることとなっているため、ウェブ会議の開催となっております。

本日も、保健所内の会議室に空きがないため、他の施設の会議室を間借りしていることから、12時に終了できるよう、スムーズな進行にご協力をお願いいたします。

それでは、資料1の札幌市の墓地に関する中長期的な考え方についてご説明させていただきます。

こちらの資料は、第2回墓地部会の資料2でお示した内容をベースにしており、第3回墓地部会において、問題の解決に向けた取組を行うに当たり、中長期的な考え方を整理しておくべきという意見をいただきましたので、改めて考え方をまとめ、体系的に整理したものになります。

資料1の簡単な説明をいたしますと、札幌市が抱える問題、基本目標、施策の方向性、中長期的な考え方、問題の解決手法の検討となっておりますが、いろいろな取組が複雑に関係しておりますので、主に関係するものを同じ色で示しております。

中長期的な考え方は、札幌市が市営霊園、旧設墓地を将来的にどのように考えているかを示すものであり、第1回から第3回の部会において委員の皆様からいただいた意見を考え方に盛り込ませていただいております。

具体的に見ていきます。

まず、①の合同納骨塚の運用方法については2点ありまして、1点目は、身寄りのない人などのための市営霊園が担うべきセーフティーネットとしての運営を継続する、セーフティーネットとしての役割を果たせるよう、利用希望者の条件を整理するとしております。

次に、②の民間墓地・納骨堂の安定経営に向けた指導ですが、安定的かつ継続的な運営を確保するため、安定運営に不安がある者を指導するとしておりまして、こちらについては墓地、埋葬等に関する法律に基づいた考え方となります。また、これまで協議会では具体的に議論されてきておりませんが、基本構想に基づき、民間墓地経営者に対し、樹木葬等の市民ニーズに合った墓地供給を行うよう指導するとしております。

次に、③の市営霊園の無縁墓への対応ですが、既にフローチャート化している無縁墓対策を継続的に実施し、無縁墓を解消とするとしております。

次に、④の市営霊園の改修や機能の統廃合、⑤の市営霊園の運営手法ですが、共通した考え方もあることから、二つの項目をまとめて記載しております。

3点ありまして、一つ目は、現在の各管理事務所の利用状況や施設の老朽化状況を踏まえた運営及び改修を実施する、二つ目は、札幌市の運営手法を踏まえながら業務改善やサービスアップに対応する、三つ目は、市営霊園の多面的な活用を模索するとなっております。

次に、㊸の旧設墓地の管理方法ですが、二つあります。一つ目は、維持管理に係る費用を精査し、安定的かつ永続的な運用を継続する、二つ目は、旧設墓地の維持管理は、現状の水準を一定期間維持しつつ、将来的には多面的な活用を模索するとしております。後者につきましては、この協議会で出た意見を踏まえた考え方としてこのように整理しております。

次に、㊹の市営霊園の新たな管理料制度ですが、一つ目は、霊園基金の収支を改善し、安定的かつ永続的な運営を継続する、二つ目は、無縁墓の発生を抑制するような制度を設計するとしております。

以上、この中長期的な考え方にに基づき、問題解決の手法の検討の項目を記載のとおりにまとめております。時間の関係上、詳細は割愛させていただきますので、ご了承ください。

資料1については、この後の資料2にも絡む内容となっておりますので、単独で質問をお伺いせず、次の資料2の説明後に議事(1)及び議事(2)に関して一括して質問を受けたいと思います。

○上田部会長 ただいま、議事(1)の札幌市の墓地に関する長期的な考え方についてご説明がありました。これまでの部会の1回目から3回目までの意見を踏まえ、作成したとのことです。

この後の議事(2)の札幌市火葬場・墓地に関する運営計画素案についても絡む内容となっておりますので、議事(2)の説明を聞いてからまとめてご意見をお受けしたいと思いますけれども、先にご確認したい点があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○上田部会長 それでは、先に進めさせていただきます。

議事(2)の札幌市火葬場・墓地に関する運営計画素案についてです。

事務局からご説明をお願いします。

○事務局(柳墓園管理係員) それでは、資料2を説明させていただきます。

まず、資料2-1は、札幌市火葬場・墓地に関する運営計画素案の目次と今後のスケジュールになります。

上段に運営計画の目次、下段に今後のスケジュールをお示ししております。このうち、上段の目次については、第2回の総会で示した計画素案の骨格と同様の構成となっており、具体的には、第1章の策定にあたって 運営計画の体系、第2章の札幌市の現状と問題点、第3章の分野別施策、第4章の進行管理となっております。

本日の墓地部会では、ここで示す項目のうち、赤色の枠で囲っております第2章の札幌市の現状と問題点の3の墓地と納骨堂、及び、第3章の分野別施策の3の少子高齢社会に対応した墓地について、資料2-2と資料2-3及び資料2-4と資料2-5として示しております。

一方の下段に示してあります今後のスケジュールについては、第2回の総会でもお示し

しているとおりですが、本日の第4回墓地部会は計画素案に対するご意見を頂戴する場となります。そして、最後の部会となります第5回墓地部会では、本日の計画素案に対するご意見を踏まえ、肉づけした計画原案、修正案をご協議していただき、その後、11月に予定されている第3回の総会につなぐ形を考えております。

続きまして、資料2-2から資料2-5について説明させていただきます。

資料2-2から資料2-5については、これまでの墓地部会にて話し合ってきた項目をまとめたものです。委員の皆様は資料に目を通していただいている前提の下、時間も限られているため、説明が簡潔になることはご了承ください。

まず、資料2-2と資料2-3は、札幌市の墓地に関する現状と問題点になります。後ほど資料2-4と資料2-5でこれらの問題点に係る施策を説明させていただきますが、まずは現状と問題点を説明させていただきます。

(1)の墓石型から合葬墓・樹木葬等へのニーズの高まりのアの合葬墓等への多様化するニーズの高まりについてです。

背景として、札幌市では、少子高齢化が進んだことを契機に、墓石型から樹木葬や合葬墓等の新しい形態の墓への需要が増えてきていること、また、札幌市は引取者のいない遺骨や墓を準備できない方のための合同納骨塚を運営している状況であり、これらを踏まえ、問題点を二つ記載しております。

一つ目ですが、現在の合同納骨塚の利用条件では、申込者を札幌市民と限定しているため、下の表のとおり、札幌市民の遺骨が対象外となる場合があること、令和2年度の実績及び令和3年度以降の推移を棒グラフでお示ししておりますように、近年、合同納骨塚におけるセーフティーネット対象者以外の利用者が急増し、当初の想定よりも早く埋蔵体数の上限を超えることが予想されるというものです。

続きまして、イの民間墓地・納骨堂の安定経営に向けた指導についてです。

背景として、札幌市内には、民間事業者、公益法人等が運営する三つの民間墓地のほか、宗教法人が檀家などのために設置した寺院墓地や納骨堂が複数ある状況です。それらを踏まえ、問題点を民間墓地及び納骨堂は安定的な運営を維持できなくなるとその利用者が大きな不利益を被るおそれがあるとなりました。

次に、(2)の無縁が疑われる墓の増加についてです。

背景として、少子高齢化社会の進行に伴い、墓の管理を引き継ぐ方が減っており、管理する人がいない、もしくは、管理されていない墓が増加している状況です。これらを踏まえ、問題点については、無縁化が疑われる墓を放置しておくと、墓石倒壊の危険や周辺区画に悪影響を与えるだけでなく、市営霊園、旧設墓地全体の景観悪化等が進むとしております。

次に、(3)の市営霊園の設備や管理事務所の老朽化についてです。

背景として、資料の右下の表にお示ししておりますように、三つの各市営霊園は開設から40年以上が経過している状況です。これらを踏まえ、問題点を各市営霊園の管理事務

所や園路、階段、手すり、雨水ます等の様々な設備の老朽化が進んでいるとしております。

次に、資料２－３のご説明をいたします。

(４)の旧設墓地及び市営霊園の維持管理・改修のための支出の増加のアの旧設墓地の維持管理の支出についてです。

背景として、札幌市内外に１７か所ある旧設墓地は明治期に地域の住民により自然発生的につくられ、その後、昭和期に入り、札幌市が旧設墓地の管理を引き継ぐこととなり、現在に至っている状況があります。

これらを踏まえ、問題点を四つ記載しております。

一つ目は、左側の円グラフに示しておりますように、８０％以上の旧設墓地使用者が継続使用を希望していることから廃止や集約が難しい状況である、二つ目は、札幌市が旧設墓地の管理を引き継いだ際、名乗り出なかった者や手続を行わない者が発生したため、使用者が特定できない未許可墓が存在していること、三つ目は、旧設墓地は、歴史的背景から札幌市が維持管理を引き継いでいるため、特に、費用徴収の面ですが、市営霊園と異なる運営となっていること、四つ目は、市営霊園と異なる運営を見直すに当たり、区画分けされていないことによる墓地使用許可面積の不整合、土葬体埋蔵場所の不明等の問題があることとしております。

続きまして、右側のイの市営霊園の維持管理・改修のための基金が逓減についてです。

背景として、札幌市では、三つの市営霊園を造成し、墓地を市民に提供してきました。この市営３霊園においては、墓地使用許可時に墓地使用料と共用部分の清掃手数料２０年分を一括徴収し、これらを取り崩しながら園路補修や草刈り清掃、樹木の伐採等の費用を支出している状況です。

これらを踏まえ、問題点を各市営霊園ともに４０年以上経過し、補修箇所や老朽箇所が増えてきたため、維持管理料の支出が増加している、このまま毎年の維持管理や修繕等を継続した場合、いずれ基金が破綻してしまう状況となるとしております。

なお、直近３年間の収入、支出の状況については上の表に、今後の霊園基金の残高推移については下のグラフに示しているとおりとなります。

続きまして、資料２－４の資料２－５、分野別施策として、少子高齢化に対応した墓地における施策となります。

まず、資料２－４の㊸の事業者との協働により市民の墓地ニーズに対応しますの(１)の合同納骨塚の運用方法についてです。こちらは、基本構想における取組の㊸の合同納骨塚の運用方法に対応しております。

施策としては二つを記載しております。

一つ目は、利用条件の整理です。

市民ニーズを踏まえ、札幌市民としてなくなった遺骨の受入れ導入に向けた利用条件の整理を進める、また、新合同納骨塚の使用開始に当たり、セーフティーネット対象者以外で利用を希望する方の受益者負担及び利用条件等を再整理するとしました。

札幌市の合葬墓は、昭和41年の新設時には、行旅死亡人や引取者のいない遺骨を納める施設として新設されました。その後、市民の意識変化、お墓の個人化やお墓の共同化等に伴い、利用希望者が増加したため、無縁遺骨等と同様の条件の下で埋葬を希望する市民向けの施設として現在まで利用していただいております。

前回までの部会でお話がありましたセーフティーネットプラスアルファの部分も、全てではありませんが、担っている状況であります。

二つ目として、合同納骨塚の新增設です。

合同納骨塚の埋蔵体数の上限が近づいてきていることから合同納骨塚の新增設を検討するといたしました。令和2年4月より引取者のいない遺骨の保管期限が3年から2年に短縮され、遺骨の受入れ範囲の拡大を見直した場合、令和8年度中にも上限に達する可能性があることから、何かしらの対応が求められております。

なお、下の図では、新設を予定する場合の想定でありまして、約5年の年月が必要であると考えております。また、行旅死亡人、引取者のいない遺骨以外の埋葬を希望する市民に対して受益者負担の考え方を整理する必要があると認識しております。

次に、(2)の民間墓地・納骨堂の安定経営に向けた指導についてです。

こちらは、基本構想における取組の㊸の民間墓地・納骨堂の安定経営に向けた指導に対応しております。

施策として、民間墓地と納骨堂の安定経営に不安がある者等に対する指導方法、現在、墓地等財務状況審議会で実際に審議しているところがございますが、同審議会を活用して公益法人が経営する墓地や一定規模以上の納骨堂の財務状況を確認しますとしました。

次に、資料の右側の㊹の市営霊園の無縁墓対策を進めますの(3)の市営霊園の無縁墓への対応についてです。こちらは、基本構想における取組の㊸の市営霊園の無縁墓への対応に対応しております。

施策としては三つを記載しております。

一つ目は、無縁化が疑われる墓地使用者の戸籍調査の継続で、墓地使用者の新住所や縁故者(3親等)の有無等をフロー図に沿って確認するとしました。これらの戸籍調査は、現時点でも実施しており、今後も継続して実施いたします。

二つ目は、無縁墓の解消手順整理で、無縁と認定した墓の改葬方法や撤去の手順を整理するとしました。戸籍調査にて縁故者がいないと判断された者等においては、将来的に無縁改葬を行うため、それに要する手順の整理となっております。

三つ目は、無縁改葬実施後の区画活用で、再公募区画としての再利用、ベンチ、花壇の設置による憩いの空間としての活用等を検討するとしました。これは、協議会で出された意見等を踏まえ、無縁改葬後の区画をどう活用していくのかを検討する取組となっております。

めくっていただきまして、資料2-5をご覧ください。

㊹の安全で利用しやすい市営霊園へ改善しますの(4)の市営霊園の改修や機能の統廃

合についてです。こちらは、基本構想における取組の①の市営霊園の改修や機能の統廃合に対応しております。

施策としては二つを記載しております。

一つ目は、霊園内の整備計画を含めた改修や機能の統廃合の検討で、斎場等他施設の状況も加味した上で里塚霊園管理事務所の建て替え及び手稲平和霊園管理事務所の統廃合を検討する、また、利用者の利便性向上のため、霊園の段階的なバリアフリー化を検討するとしました。

これは、里塚斎場の建て替え時に霊園管理事務所機能を統合できるのかを検討する、また、各霊園において、段階的にバリアフリー化を推進し、サービスアップに努める取組となっております。

二つ目は、市営霊園の多面的な活用の検討で、多くの市民が利用できるような空き区画を活用した憩いの空間の創出や景観向上等を検討するとしました。

これは、無縁改葬実施後の区画活用の部分と重複いたしますが、利用者以外の市民も活用できる空間を創出できるよう検討する取組となっております。

次に、(5)の市営霊園の運営手法についてです。こちらは、基本構想における取組の②の市営霊園の運営手法に対応しております。

施策としては効率的な維持管理及びサービス向上を目的とした運営手法の整備で、霊園ごとの業務量や必要人員を精査した上でPFI及び指定管理者制度の導入を検討するとしました。

こちらは、利用者へのサービスアップを図るため、PFI制度等の導入を検討する取組となっております。

続きまして、右側の③の市営霊園と旧設墓地の使用に係る費用負担のあり方を見直しますの(6)の旧設墓地の管理方法についてです。こちらは、基本構想における取組の③の旧設墓地の管理方法に対応しております。

施策としては三つを記載しております。

一つ目は、未許可墓の解消で、使用者が特定できない未許可墓を看板設置等により解消する、なお、特定した者に対して管理料を徴収できるよう整理するとしました。これは、本市が旧設墓地を引き継いだ際、名乗り出なかった者など、使用者が特定されていない墓を解消していく取組となっております。今後の旧設墓地の管理料徴収を考えたときにも重要な取組になると考えております。

二つ目は、管理料徴収制度の導入の検討及び導入に向けた課題整理で、受益者負担の考え方に基づいた管理料徴収制度の導入を検討する、また、制度の導入に向け、墓地使用許可面積の整合や土葬体の把握等の課題を整理するとしました。これは、現状で使用料を徴収していない旧設墓地の運営について、受益者負担の観点から管理料徴収制度を導入する検討を行い、その上で導入に向けた課題を整理する取組となっております。

三つ目は、旧設墓地の多面的な活用の検討で、市民ニーズを把握した上で多くの市民が

利用できるような緑地化等の多面的な活用を見据え、他部局と連携を図りながら課題を整理するとしました。これは、利用者以外の市民も活用できる空間を創出できるよう検討する取組となっております。ただ、活用を検討するに当たっては旧設墓地の課題が多いことから、まずは課題整理をするという記載にとどめております。

次に、(7)の市営霊園の新たな管理料制度についてです。こちらは、基本構想における取組の㊸の市営霊園の新たな管理料制度に対応しております。

施策としては二つを記載しております。

一つ目は、20年を経過している墓地使用者からの追加徴収で、清掃手数料の名称変更とともに、20年を経過している墓地使用者から追加徴収を検討し、新たな管理料制度を整備するとしました。これは、現状の運営を継続すると霊園基金が枯渇してしまうことから、20年を経過している使用者から追加徴収を検討し、安定経営の霊園運営を図るための取組となっております。下のグラフの追加徴収を実施した場合には徐々に改善していく想定となっております。

二つ目は、無縁墓対策を兼ねた徴収頻度の設計等です。無縁墓対策を兼ねた徴収頻度とするほか、滞納者対策として、督促方法や罰則についての考え方を整理し、中長期的な制度を検討するとしました。これは、新たな管理料制度が導入された場合、無縁墓対策を兼ねた徴収頻度を設定するほか、当該制度導入に向けた課題を整理する取組となっております。

以上が説明となります。

つきましては、議事(1)及び議事(2)について、ご協議のほどをよろしくお願いたします。

○上田部会長 ただいま事務局から資料2についての説明がありました。

これまで開催された部会の内容を踏まえ、資料2-2以降で各項目の現状と問題点、資料2-4以降で問題点に対応する対応策について、改めて札幌市として考えを整理したということです。

先ほどの議事(1)と併せ、委員の皆様から忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

先ほどスケジュールのところでご説明もありましたけれども、この計画素案に対して意見できるのは今回だけになっています。今回の意見を踏まえた修正案が次回の第5回部会に出され、その後はパブコメに進んでしまいます。そのため、本日の第4回墓地部会が極めて重要な回になっていますので、ご意見等をたくさん寄せていただきますよう、よろしくお願いたします。

○福田委員 まず、資料1の札幌市の墓地に関する中長期的な考え方の中で表現の問題で引っかかったのは、資料の右下にある㊹の旧設墓地の管理方法です。

「旧設墓地の維持管理は現状の水準を一定期間維持しつつ、将来的には多面的な活用を模索する」という後段のくだりの表現ですが、もう少し整理したほうがいいだろうと思

ます。

なぜかという、こうしたことを将来的に模索すると読めてしまうからです。裏を返せば、模索検討が今ではないとなると、実現するのは将来の将来かとなってしまいますが、多分、事務局としてもそこまでは想定していないだろうと思います。

また、その右に行きますと、旧設墓地の多面的な活用として、「市民の憩いの場等の可能性を見据え、課題を整理する」とあります。これも、将来的に模索するのではなく、なるべく早く模索していくのではないかと私は解釈しましたので、将来的な多面活用については、今後、早期に模索していくというような表現にしたほうがいいだろうと思いますし、実現するのは将来だというのはしようがないとしても、模索検討は早めにやるということをきちんと明記したほうがいいのではないかと思います。

もちろん、3の市営霊園と17の旧設墓地には矛盾があって、その一つに受益者負担の問題をどうするかということがあり、それはずっと議論をされていたことですが、旧設墓地の円山と手稲に行ってよく分かったのは市営霊園との管理水準にかなり格差があるということです。

背負ってきた歴史が違うということは分かりつつ言っているのですが、受益者負担の問題と維持管理水準の格差については放っておけない問題ですので、将来的な姿も早期に模索するという位置づけにしたほうがいいのではないかと思います。

○上田部会長 表現の変更ということでしたが、よろしいでしょうか。

○事務局（柳墓園管理係員） 今、福田委員がおっしゃられたことを踏まえ、こちらでも検討し、修正を入れたいと考えております。

○上田部会長 資料を行ったり来たりして見なければいけないので、難しいところはあると思うのですが、私が個人的に皆様からご意見を伺いたいと思うのは、これだけ問題がある中で、過去の問題を解決する種類のものとは未来に向けての墓地の在り方に大きく影響を与えていくものがあります、特に気になるのは最初に墓地部会で話があった④の話です。

例えば、資料2-2の(1)には「墓石型から合葬墓・樹木葬へのニーズの高まり」とあり、札幌市では少子高齢化が進んだことにより、墓石型から樹木葬や合葬墓等の新しい形態の墓への需要が増えてきているとなっています。そして、それに対して、「札幌市は、引取者のいない遺骨や墓を準備できない方のための合同納骨塚を運営している」とあります。さらに、その対応として、今後、合同納骨塚の新設も予定しているわけです。

つまり、ニーズの多様化を受けながらも、札幌市としては、セーフティーネットとして合同納骨塚のみを整備していくということになっているわけですが、これについて皆さんはどうお考えでしょうか。

今回の対応策等をご覧になって分かると思うのですが、セーフティーネット以外の方に対しては受益者負担や利用条件等を再整理するという事で、受益者負担も考えつつ、合同納骨塚を提供することで対応するという事を札幌市の方針として今回打ち出す

ことはかなり大きなことだと思うのですが、これは将来に向けての話で、過去からの問題点の解決とはかなり意味が違ってくると思うのですが、いかがでしょうか。

○石井委員 今おっしゃっていただいた件ですが、自分が何をやらなければいけないかというところからアプローチして全体をまとめているから、ある種、上田部会長がおっしゃったように、ニーズが大きく変わってくることにどう対応するかみたいなことが前向きには盛り込まれていないところがあるのだと思うのです。

要するに、全部を市がやることとして書く必要はないのです。一部、樹木葬の対応を旧設墓地でもやれるのかどうかぐらいはもしかするとちゃんと考えたほうがいいかもしれないですが、民間へ誘導することも含めて、多様化に対応できる墓地の提供ということについてはやはり書いてあったほうがいいかなという気がします。

後ろ向きの話のほうが一生懸命書いてありますよね。旧設墓地についても、ある種、難しい話として書く分には書けるかもしれませんが、率直に言うと、大昔のことだからしょうがないわけです。誰かが悪いという議論はできないですが、扱いの格差ということと非常に問題があるのです。結果的に、市が管理する墓地としては、利益水準も違うけれども、負担も全く違い、アンバランスになっています。それは歴史的な条件からそうなったと言うのですが、そうやってしまったからそうになっているだけで、今の時点で並べたらアンバランスなことは誰が見ても間違いと思えるわけですし、それをどこまでカバーして解消するかという話でしかないのです。

管理水準が低いとしても管理費はかかっており、財政から持ち出しているということですが、並べてみて、それはしょうがないとしたとき、市民からの納得性があるのかといたら、普通に考えたらないと思うのです。

いろいろな意見はあるにしても、バランスというか、必要な負担というか、少なくとも最低水準のものを求めないと、並べてみて、しょうがないとは言っていないですが、どうするかということにもう少し明確に答えていないいろいろな批判を惹起する可能性があるのです。何とか解決しようとしているのだけれども、逆に捉えられかねないところもあるので、少し時間がかかってもどこまでやるかみたいなことはもう少し議論してもいいのではないかと思いますし、財政が持ち出しをしていますし、過去からのしがらみだからしょうがないという話はできないのではないかと思いますので、もう少し踏み込んで書いたほうがいいのではないかと思います。

○上田部会長 石井委員のご指摘というのは、受益者負担の部分はもう少し具体的に書いたほうがいいのではないかとということですか。どこら辺を修正すべきか、具体的にありますか。

○石井委員 まず、資料1に関し、先ほどもちょっと話がありましたけれども、旧設墓地の管理、市営霊園の新たな管理料制度についてです。

市営霊園というのは、基本的には収支改善ということで、さらに受益者負担を進めていくということにつながっていくと思うのです。一方、旧設墓地の管理方法については、そ

もそも、今の負担がどうなっているかということが書いていなくはありませんが、管理水準との兼ね合いでの受益者負担に少し触れないと駄目な気がします。

今のまま、何もせず、最低限かかっている費用を受益者に負担してもらうとするのか、旧設墓地といえども、市営墓地だということに立ち、最低限の管理水準とするためには今よりも管理費用がかかるので、それに対して受益者負担を求めるとい話なのか、そこで方向性は大分違ってきますし、将来の活用方法の話も違ってくるのではないかと思います。

○上田部会長 資料2-3にある問題点に対応した施策や取組がきちんと書かれていたほうがいいのではないかとご指摘なのではないのかなと思いました。管理水準と受益者負担をきちんと関連づけて書いたほうがいいのではないかと私は理解をしました。

そのほかにいかがでしょうか。

○高橋委員 民間霊園の立場から話をしますと、資料2-4にありますとおり、まず、合同納骨塚についての利用条件を整理するということが、受益者負担について検討したり、利用条件をそろえたりすることですよね。利用条件を整理してほしいということは私たちが今までも言っていたので、それを取り入れていただけたのは理解いただいたと思って読んでおりましたけれども、このことでいろいろな人が利用できるようになってしまうことにもなるので、札幌市からその条件を教えていただくなど、話合いの場を持てるということかなと思って聞いていました。

また、「民間霊園の安定経営に対する指導」とあります。しかし、合葬墓ということ自体、そもそも新しいニーズですよね。合同納骨塚の発想は、行旅病人など、本当に困っている人のためのものとしてスタートさせたとは聞いていたのですけれども、市民のニーズの変化とともに何となく変わってきてしまったわけです。でも、最初はそういう話ではなかったのではないのかという正直な気持ちがあります。

民間霊園を指導することで、言葉は悪いのですけれども、札幌市のものがよりよいものになっていくといいますか、市民のためによくしていただくのは大変いいのですけれども、民間とのバランスも考えていただきたいと思っています。

また、安定経営に向けた指導ということで、今回、墓地等財務状況審議会が立ち上がって会議をしていらっしゃるということでした。私は、ホームページを拝見して、やっていることは知っております。ただ、こういうものができますということを事前に札幌市から教えていただきたかったというのが正直な気持ちです。

ここではどういうことを審査しているのか、いろいろな基準もあるでしょうし、突然、いろいろなことを質問されても結構大変なのかなとも思います。これからフォーマットをつくるということも書いてありましたが、罰則や勧告についても書いていますので、そういうものについてもぜひ教えていただきたいと思っています。

それから、無縁墓の対応です。民間霊園でも、将来、同じように無縁になるものが出てくると思いますので、札幌市の進み具合などもぜひ教えていただき、勉強させていただき

たいなと思っています。

また、無縁が進んだときの再公募についても札幌市とお話合いをして進めていければと思います。これは民間の安定経営の指導とも関わってくる話だと思しますので、協力し合ってやれば大変助かりますので、ぜひよろしくお願いします。

○上田部会長　ちなみに、私が先ほど言いかけたのは、今、高橋委員がおっしゃっていたことで、当初の合同納骨塚は意味合いが違ったのに、多様なニーズを受け入れる施設になっており、そうであるにもかかわらず、合同納骨塚という形を維持しながら、それを増やしていくことが本当に正しいのかです。結局、多様なニーズを合同納骨塚に押し込め、合同納骨堂を増やしていくというのはもしかしておかしくないのかなという疑問は皆さんにないですかということでした。

高橋委員、ちなみに、今、4点ほどご意見をいただいたのですけれども、今回の運営計画素案として修正すべき箇所といますか、具体的に修正をお願いしたいところはありましたか。

○高橋委員　合同納骨塚の利用条件のところには、今、具体的なものが書かれていないので、返事のしようがありません。ただ、悩ましいなと思って読んでいました。

それから、受益者負担もそうです。

また、合葬墓について、ここでいいのではないかという金額設定をされると民間としては厳しいところも出るのではないかとは思っています。でも、その辺についても何とも言えないところがあります。

安定経営してほしいと言われる立場の霊園をやっているということもありますが、ここについての具体的な話はしにくいですね。でも、そのバランスについては考えていただきたいなと思います。

○上田部会長　結局、素案としての書き方はこのままでよいとしても、整理する過程においてきちんと相談してほしいという理解でよろしいですか。

○高橋委員　合同納骨塚の考え方ですが、私たちとしてはセーフティーネットとして本当に必要な人が対象者だとしていただければとは思いますが。とはいえ、合同納骨塚をなぜみんなに使わせているかという、税金でつくったので、市民の要望があったら駄目だとは言えず、今に至っているということですよ。でも、私たちとしては、それは果たしてどうなのかなと思っているということです。

そうしてきたがゆえに、あと20年はもつと言っていたものがそうでなくなってしまうわけですし、そもそもちょっと違うのではないかということです。ですから、本当に困っているセーフティーネットの対象者のために利用してもらうというふうなすみ分けにいただければ助かります。

○上田部会長　そのとおりだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○桃井委員　1点、質問があります。

資料2-5の(5)の市営霊園の運営手法というところで、「今後、PFIや指定管理者制度の導入を検討する」という記載があります。一方で、同じ箇所の下の方に、サウンディング型市場調査の結果についてという記載があり、PFIの導入については、事業規模が小さいため、基本的には難しい、数種の事業をまとめるほか、期間を長くしないとなかなか難しいのではないかとこの厳しめのご意見をいただいているところです。それを受けてもPFIの導入を計画の方向性として盛り込んでいるのは、サウンディング型市場調査の結果にもある複数事業を束ねる、事業期間を長くするというのをやっていく方向性だという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局（柳墓園管理係員） 今、桃井委員からご指摘があったことですが、PFIについては少し難しいかなとはこちらとしても考えております。

特に、北海道の場合、積雪等がありますとお墓参りが難しいということがあり、1年のうち、3分の1は自主事業ができない状況だというのは事業者も分かっています。建設時のメリットについてはPFI制度のほうが可能性はあるのかなとは考えているのですけれども、現状では何とも申し上げづらいところです。

○桃井委員 現実的に厳しいと分かっているのに計画として書き切ってしまうのはどうかというのが私の問題意識でした。可能性がある、模索していくということであれば、表現を削るまでは必要ないかと思うのですけれども、少し慎重な検討が必要かなと思います。

ここからは単なるコメントになってしまうのですが、計画素案全体を拝見しますと、先ほども少し議論になりましたけれども、市民、利用者のニーズを酌んでいく、それから、老朽化が進んでいるので、施設を更新していきます、あるいは、将来的には、緑化や公園化も含め、多面的な利用を検討していきますなど、いずれもサービス水準を上げていくために実現していこうとしたときに相応の追加投資が必要な項目が多いなと感じました。

市営霊園についても旧設墓地についても、受益者負担の原則の下、利用料や手数料を見直し、上げていく方向で継続的なものにしていこうというか、収支的に見るとそういう計画内容になっているのかなと思うのですね。ただ、前回の部会でも申し上げたかもしれませんが、現行でかかっている維持費用を賄いますというだけの料金改定にしてしまうと、将来の大きな更新や新設などをやるときの費用負担は賄えず、その都度、上げる方向の料金改定を繰り返していかなければなりませんし、市民、利用者の理解は得られないのではないかとこの懸念があります。

そのため、この計画を出す段階においては、資料2-2の右下に今後の市営霊園の老朽化に関する経費の試算結果が出されていますが、将来的といいますか、中長期的に見込まれるような投資や経費も勘案した上で、それを賄っていけるような受益者負担の料金水準が果たして許容される水準に収まるのかどうか、大きな相場観を持っておかないとつらいところがあるのではないかなと思います。

これは計画の内容を変えてくれという話ではなく、中長期的な見積りといいますか、その改定する料金水準が妥当なものになるかという相場感を持っておいたほうがいいのでは

ないかということです。

○上田部会長 今のお話について、もし素案の中で修正を加えるとしたら、どこら辺になりますでしょうか。

今の桃井委員の話については、サウンディング型市場調査の結果は明らかに問題のほうに入ってくるような気がしなくもないといえますか、どちらかという、資料2-3にある旧設墓地のアンケートの結果と同じような位置づけなのではないかというような気もしながら伺っておりました。

要は、PFIを進めるのが難しいということが分かっているが、それをどうしたらできるのかという取組であるはずで、PFIをします、でも、サウンディング型市場調査では難しかったですという配置がいいのかですね。

PFIが難しそうなので、どうやったら可能になるかを考えていきますというような言い方にして、むしろ、これを問題のほうに入れたほうがいいのではないか、そういった修正もあり得るのかなと思いました。

また、二つ目の話は、中長期的な話ということでどこかに入れられますか。安定的かつ永続的な運営を継続しますという中に含まれるという感じですか。

○桃井委員 後段のコメントに関しては、計画の表現を変えてほしいというより、そういうものを持っていないと、将来的にこの計画で遂行していくのが難しくなってしまうのではないかという懸念です。ですから、後段の話に関しての修正は必要ないのかなと思います。

ただ、前段の話については、今、上田部会長にもおっしゃっていただいたとおり、検討していきますという下にサウンディング型市場調査の結果がありますと矛盾しているように見えてしまうということは感じたので、その工夫ができるかという点については思います。

○上田部会長 そのほかにいかがでしょうか。

○澤委員 先ほどの合同納骨塚のことです。

資料1の施策の方向性のところの⑨を読みますと、「身寄りの無い人などの墓のセーフティーネットとしての役割を担います」とあり、この文章だけですと、今の納骨塚の規則からより一層狭まるといいますか、より一層厳しくなってしまうようなイメージを受けるのです。札幌市が抱える問題としては、墓石型から合葬墓、樹木葬など、ニーズが高まっているのに、合同墓に入る条件は狭まっているというふうには取れるのですが、札幌市としてはそうした方向性なのでしょうか。

今、ほかの自治体でも合葬墓や合同墓の話がすごく言われていますが、条件が緩やかなのです。合同墓の問題点のところにも「申込者を札幌市民と限定しているため」とありますよね。今回、私は札幌市民以外でも入れるようになるのかなと思っていたのですが、身寄りのない人やセーフティーネットということを強調されるとより一層狭まってしまうのかなと受け止める人もいるのではないかなと思いました。

それから、身寄りのない人という表現の仕方です。戸籍など謄本が必要で、実際に厳格

化してそうやっていくのか、身寄りがあっても、依頼しづらいといいますか、疎遠になっている人が結構いっぱいいらっしゃるって、そういう方からの相談が結構多いんですね。だから、もっと広く受け止めてくれるのかなと期待していたのですが、狭まっていくのかなと私は受け止めてしまったということです。

○事務局（岸霊園管理担当係長） 札幌市の方針としては、あくまでも身元不明の方や引取者のない遺骨等、また、お墓がないことで遺骨を埋葬できずに困っている方のための施設という位置づけには変わりはありませんし、遺骨の捨て場となつては困るということもありますので、今までどおりのセーフティーネットという位置づけとしたいと考えております。

○澤委員 セーフティーネットの捉え方ですね。はっきりと文章化したほうがいいのかも分からないのですが、窓口の方の対応によって変わったりするのかと思います。以前は結構緩やかでしたが、最近、身内でなければ入れませんと言われてたり、遺言を書いてあればオーケーですと言われてたりした方もいたのです。決まっているのなら、それを公にしてくれたほうがいいですし、その状況に応じて考えてくれるのであれば、そこら辺も加味していただけるといいのかなと思います。

それから、⑦の市民の市営墓地の在り方についてです。

市営墓地に墓石を持っている方もいらっしゃるわけですが、それは別にセーフティーネットとしてではないわけですよ。そこら辺から極端なやり方に見えてしまうなということがあります。

○石井委員 別にセーフティーネットであることを否定しないのですけれども、お墓に対する考え方の多様性もある程度受け入れ、札幌市民で入りたいという人については基本的に排除しないという議論をずっとしてきたような気がします。それをセーフティーネットとして準備するという話はおかしいと思うのです。

セーフティーネットが基本ではありますが、例外もあるわけです。私の記憶が間違っていなければ、セーフティーネットであることは否定しないけれども、お墓なんか持ちたくないという市民がいても受け入れるということを議論していたように思います。多様性があるということ、要するに、ニーズの変化を踏まえてどう見直すかという話をしてはいたはずで、話が違ふと思うのです。

もちろん、民間の墓園の安定経営も大事ですが、それはニーズの変化によってマーケットが変化したことを前提にどう経営対策をやるかという話で、経営対策ありきの対策をやったら市民にとっての霊園の在り方という検討にはならないと思いますよ。やはり、そこには明確に線を引いて、市民の考え方の変化を第一義的に受け入れ、どうするかという議論です。そして、それに伴って発生する話の一つとして、経営の問題その他を扱うということで話を整理しないと矛盾してくるのではないかと思います。

○上田部会長 今の澤委員と石井委員のお話を伺っていると、資料2-4の⑦は矛盾していない気がするのですが、資料1の⑦にかなり矛盾があるような気がしました。つまり、

身寄りのない人などの墓のセーフティーネットとしての役割を担いますという書き方に問題があるということです。

これは、札幌市民の墓のセーフティーネットとしておけば問題はないかと思いますが、それでもセーフティーネットについていろいろな意味になってしまってよくないですね。

資料２－４では、「セーフティーネット対象者以外で利用を希望する方の受益者負担及び利用条件を再整備する」とあり、セーフティーネット対象者とそれ以外の方も受け入れますという書き方なのです。でも、資料１ではそういう書き方になっていないのはおかしいのではないかという指摘だということです。

○澤委員 そのとおりです。

資料２－４にはそう書いてあるのにということです。

○上田部会長 ですから、資料１の書き方と整合性が取れていないのですので、変えていただいたほうがいいのかというのは確かですね。内容については議論があるかもしれませんが、表現に関してはそのとおりかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○福田委員 今までの議論、また、先ほどの上田部会長の話とも関連する合同納骨塚、その背景の多様化するニーズの高まりについてです。

私も、先ほど石井委員がおっしゃったように、セーフティーネットについては否定しないけれども、プラスアルファがいろいろあるだろうと思っています。そうすると、セーフティーネットだけでは限定されないと思いますし、そのとき、合同納骨塚といいますか、今の平岸霊園のようなものだけをイメージしていいのかとなります。

資料２－４の「合同納骨塚の埋蔵体数の上限が近づいていることから、合同納骨塚の新増設を検討する」というところに、形態をどうするかについて、セーフティーネットだけではなく、プラスアルファのことも頭に入れながら検討しなければいけないということは入れたほうがいいと思います。というのは、今の素案を見ますと、どうしても現状の合同納骨塚と同じものをつくるのだということしか読み取れないからです。

資料２－２には「墓石型から樹木葬や合同墓へ」とありますよね。評論家の立花隆さんの埋葬が樹木葬で行われたことは記憶に新しいところですが、合同納骨塚ではなく、樹木葬をアレンジしたタイプのお墓があってもいいでしょう。このとき、民間霊園とのすみ分けなど、いろいろな問題があるとは思いますが、少なくとも、今の合同納骨塚というスタイル、この形をイメージしていいのかということもあると思います。

そこで、資料２－４の「合同納骨塚の新増設を検討する」というところにプラスアルファで、「その形態について、様々な条件や多様化ニーズも踏まえて検討していきます」という文言を入れたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（岸霊園管理担当係長） 第３回墓地部会の資料にも記載のとおり、永代供養などのニーズをはじめ、個別埋葬式の自然葬などに関しては民間に引き続き委ねていくという方針とさせていただきます。ですから、基本的には、現状の在り方にプラスして、札

幌市民だった方が入れないという不利益の解消、あるいは、そうしたセーフティーネットの条件の下でいいから使用したいという利用者の方のために新しいものをつくるということを考えているところであります。

○上田部会長 先ほどの投資の話なども考えると、札幌市としてはより安くつくりたいということですね。そこで、今の話ですが、資料2-4の「合同納骨塚の新增設を検討する」という書き方がいいのかどうかで、例えば、「新たな合葬墓の新增設を検討する」でもよくないですか。

合同納骨塚と決め打ちしなければいけない理由は何かあるのかというご意見だと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（岸霊園管理担当係長） 今のご意見は確かにそうだなと感じましたので、こちらでも検討した上で記載を考えたいと思います。

○上田部会長 そのほかにいかがでしょうか。

○古瀬委員 まず、資料1の問題の解決手法の検討の下から2番目に「旧設墓地の管理方法」とありますよね。それも踏まえ、将来的には市民の憩いの場等の可能性を見据え、課題を整理するということですが、旧設墓地の区画もはっきりと分かっていないのですよね。もしくは、区画ができたとしても多面的に利用できるようなスタイルになっているのでしょうか。ですから、極端な言い方をすると、この文章は要らないのかなと思います。

それから、その左側の旧設墓地施設の管理方法です。「維持管理に係る費用を精査し」とあり、「安定的かつ永続的な運営を継続する」となっています。これはすごく格好いいといいますか、抽象的な書き方なのですね。

今やっていることについて、いいか悪いかを精査することだと私は思うのですが、そうなることで、最低でも管理基準みたいなものをつくっておかなければ費用を値上げするにしても市民が納得しないのではないのかなと思います。例えば、年間に何回草を刈るとか、ある程度は明確にしておかなければいけないと思うのです。

もう40年以上がたっており、施設もかなり老朽化しています。そういうものは残そうとすると、最低限、維持するためにはどうしたらいいのかということで費用を計算する、そういう意味で精査という言葉を使えたのですけれども、どうなのかを教えてくださいたいと思います。

○事務局（柳墓園管理係員） 今、古瀬委員にご指摘いただいたことについてですが、まず、㊸の旧設墓地の管理方法のところでは。

実際、多面的な利用という言い方をしているのですが、先ほどの説明でもあったように、土葬体もありますし、面積がまだ確定していないということもあり、クリアすべき課題がかなり多いという認識です。ですから、まず、そういった問題をクリアしてから実際に使えるのかどうかを考えていかなければいけないかなと思いますので、現状で何ができませんという言い方をとてもしづらいというところがあります。

また、施設の維持管理水準についてです。

現状、旧設墓地については必要最低限の維持管理をしているところですが、旧設墓地のいろいろな面での課題という意味での費用の点も含めた精査ということです。

○上田部会長 委員の皆様から様々なご意見をいただきました。

整理すべきものは事務局でしていただき、修正すべき箇所は次回の部会で計画原案としてご報告していただきたいと思います。

それでは、時間も限られておりますので、次の議題に入ります。

本日、最後の議題の議事（３）の市営霊園及び旧設墓地の検討状況と今後のスケジュール及び成果指標の設定についてです。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（柳墓園管理係員） それでは、市営霊園及び旧設墓地の検討状況と今後のスケジュール及び成果指標の設定について説明させていただきます。

まず、資料３の市営霊園及び旧設墓地に関する事務スケジュールです。

分野別施策で示している◎の具体的な取組の流れを示した資料となっております。一番左の縦の項目が資料１から資料３の各分野別施策とその色分けに対応し、各取組の横軸は現在までの時間経過を示しております。また、各項目の矢印は、資料の一番上に示している凡例のとおり、検討・調査、企画・調整、実践、着地の順番で事務レベルが上がっていき、各矢印の色も白、灰色、濃い灰色、黒色に対応した表現となっております。このうち、実践については試行的な実施、着地については本格運用といったようなニュアンスの使い方をしているところもあります。

具体的に、このスケジュールは、２０２２年４月から２０２６年３月までの基本計画期間の４年間の中で各項目の事務を実行していき、最終的には２０２６年度の次期運営計画案（仮）につなげていくイメージとなっております。ただ、将来の流動的な要素が多いものですから、何年に何をを行いますという示し方が現状ではできておりません。ですから、ある程度の目安としてのスケジュールとお考えください。また、基本構想を策定する際に検討委員として携わられた皆様はご存じかと思いますが、今後、行われる庁内会議で修正が入り、事務が前後することがありますので、ご了承願います。

続きまして、資料４の説明に入らせていただきます。

資料４の運営計画策定後の進捗確認としての成果指標の設定です。

今回、成果指標を設定するに当たり、何が墓地の成果指標としてふさわしいかを考え、無縁墓の問題を選ばせていただきました。

理由の第１に数値がしやすいこと、第２に、（２）の無縁墓の問題は、近年の墓地行政において重要かつ喫緊の課題であり、無縁墓等の割合を減らすことは墓地利用者の利便性向上や安心・安全につながる、さらには、安定的かつ効率的な運営に寄与するという趣旨の将来的な効果も期待できることが挙げられます。

墓地の課題とその改善策は、１対１の関係ではなく、複雑に絡み合っていることが多く、一つの問題を改善することが他の課題の改善に寄与する可能性が高いと考えております。

例えば、中段の右に書いてある将来的な効果ですが、無縁墓の解消による収支改善、無縁墓跡地の有効活用、無縁墓跡地を含めた施設等の環境改善などということで、無縁墓の問題を解決することがほかの問題にもいい影響を与えるという可能性が大いにあります。

そういった理由から、他の項目に対する波及効果が最も大きく、数値化しやすい①の無縁墓及び無縁化疑いの墓の割合を基本構想期間の成果指標として設定しました。

無縁墓及び無縁化疑いのお墓の具体的な割合で言いますと、2022年4月から2026年3月までの基本計画期間の4年間の中で、現状の約21%の無縁墓及び無縁化疑いの墓を8%下げ、13%にするとしております。この具体的な下げる方法ですが、戸籍調査による縁故者の特定、官報掲載や立て札設置による無縁墓対策により改善する予定です。

なお、上段の図の米印2で示している1年で2%の減少掛ける4年で計8%減との試算とありますが、明確な根拠はありません。しかし、無縁墓及び無縁化疑いの墓が現状で約1万件ちょっとある状況で、その2%が約200件で、これが実務レベルで対応可能な数値なのではないかと考えております。

次に、参考資料についてですが、成果指標が最も関係する①以外の墓地の具体的な取組の①から⑩についてそれぞれ指標を設定し、成果指標を補足するものとして参考資料にしております。

これは、成果指標が運営計画期間の4年間である程度の数値を示せるのに対し、参考資料が数値化しづらい項目があることや4年間では効果が見えづらい場合があるからです。各指標は資料3と整合性を取っており、運営計画期間内では実践等が難しい指標についてはその前段階である方針決定等を指標に設定しております。

なお、各参考資料達成による寄与については、表の記載のとおりとなります。

それでは、議事(3)である資料3と資料4について、ご協議のほどをよろしくお願いいたします。

○上田部会長 ただいま事務局から資料3と資料4についての説明がありました。

運営計画に記載されるスケジュール案及び成果指標の設定についてでした。

最初に私からお伺いしますが、例えば、参考指標の⑩として、経営状況を確認した民間墓地・納骨堂の数と書いてありますよね。数であれば成果指標に入れられそうな気もしなくもありませんが、参考資料に入っている理由は何かあるのでしょうか。

○事務局(道企画担当係長) こちらについては、上田部会長がおっしゃったとおり、成果指標にするという考え方も当然ありますが、意識醸成、火葬場、墓地で、第1回の総会のおきにおのおの一つずつ成果指標を選定するという事でこれまで進んできておまして、墓地分野では最も重要と考えられる無縁墓の問題を成果指標にし、それ以外は参考指標にするという取扱いとしております。

○上田部会長 今のご説明で参考指標にした理由は分かるのですけれども、数だけだと指標になっていないといえますか、これが幾つか、何%かというものがなくなると、結局、何が指標になっているのかが分からないような気がするのですが、いかがですか。

上のものは達成したかが分かりますが、これは何をもって達成したと言えるのかが分からないという意味での質問です。

○事務局（道企画担当係長） 成果指標や方針については数値に到達したら達成することになりますが、◎の現状の成果指標については、行政が確認した墓地、納骨堂の数を積み上げていけば、それが実績になりますよねということで、その数自体を指標としているところです。

考え方はいろいろとあり、参考指標に適さないということであれば、そうした意見を加味し、考え直すということもあり得るかと思えます。

○上田部会長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

○石井委員 上田部会長のご発言にも関連しますが、成果指標に挙げている無縁墓及び無縁化疑いの墓の割合は、基本的に市営墓園の話だと思うのです。でも、札幌市の墓地の在り方はどうあるべきかという話で、民間も含めて議論しているわけです。札幌市役所としての最大の課題が無縁仏だということは否定しませんが、これを成果指標としますと、ここで目指しているものを表す話にならないのではないかと思います。

ここには市のことしか書いていませんが、全体として札幌市民のニーズに適した墓地が安定的に供給され、なおかつ、民間も含めた墓地の運営がうまくいっているということが成果指標になっていなければ論理矛盾するのです。それに一番近いのがここで、指導と書いてありますが、民間も見ているのですよね。でも、これも中途半端で、ここに挙がっている参考指標も含め、今、僕が言ったような話になるものはないのですけれども、だからといって市営墓地だけを見て行って、そこができればいいのだという話は、計画を何のためにつくっているかということから言うと矛盾するのではないかと思います。

挙がっている指標から言うと、ノーアイデアというか、代替指標がないので、どうしたらいいかなとは思いますが、そんなふうに感じます。

○上田部会長 これについての即答は難しいような気もしなくもありませんが、事務局からありますでしょうか。まさに、基本目標である「少子高齢社会に対応した持続可能な墓地を実現します」に対応した成果指標をというご指摘だったかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○事務局（柳墓園管理係員） 今の石井委員のご指摘になりますが、すぐには回答しづらいものでしたので、持ち帰って検討したいと思います。

○石井委員 難しいのは分かっている申しあげたことですが、ある程度、代理指標をどこかに取ることはやむを得ないと思えます。

○上田部会長 そのほかにいかがでしょうか。

○高橋委員 ◎の民間墓地と納骨堂の安定経営に向けた指導について、今、上田部会長がおっしゃった経営状況を確認した数というのは1年間で全部を調べるということではないのですよね。毎年全部の納骨堂と3霊園の収支を見て一遍にどんと来るものではないと

いう意味なのでしょうか。そういうふうにも見えたので、そこを知りたいと思います。

○事務局（道企画担当係長） 基本的には、墓地等財務状況審議会での確認を考えておりまして、今お話のあったとおり、全ての民間墓地、納骨堂を1年間で確認するというのは物理的に難しいかなと考えております。ですから、ある程度をピックアップし、時間の許す限りの確認が最大限と考えております。

○上田部会長 手法の決定、方針決定とある中で新增設した合同納骨塚の運用開始になっていますし、その下の新管理料制度の実施も結構大きく、2025年にやりますよといいますが、それを参考指標にするということかと思いますが、そういったところもご確認していただければと思います。

先ほどご意見をいただきましたけれども、合同納骨塚ありきで考えるのか、新たな合葬墓の形態から考え、同じ機能を有する別の形態とするのか、それこそ、増設に係る建設費も含めた形態について検討するのかわ、もしかしたらスケジュールや参考指標の文言も連動して変更になるのかなと今日の議論を伺っていて思いました。

そのほかにいかがでしょうか。

○高橋委員 ちょっとくどいのですけれども、先ほどの話に戻ります。

経営状況を確認するのは一遍ではないということですね。指導等については突然やってくるものということなのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

○事務局（道企画担当係長） 今おっしゃられた話については、墓地等財務状況審議会の方針がまだ決まっておられませんので、申し訳ないのですけれども、現時点で詳細についてはお伝えできません。

○上田部会長 それでは、いただいたご意見を基に事務局で計画原案をまとめていただくということにしたいと思います。

先ほども申し上げましたが、次回に開催される部会をもって墓地部会として皆さんで協議するのは最後になります。ですから、本日でできるだけ多くのご意見をいただきたいということですが、全体を通してご意見やご質問があるようでしたら、議題の（1）や（2）についてでも構いませんので、いただければと思います。

○福田委員 全体を読んで、事務局にお願いといいますか、表現の問題で恐縮ですが、申し上げたいことがあります。本質に関わるような問題ではありませんが、これは変えたほうがいいなという表現がありましたので、一、二点、指摘させていただきます。

資料2-3の札幌市火葬場・墓地に関する運営計画素案の問題点の2番目ですが、「札幌市が旧設墓地の管理を引き継いだ際、名乗り出なかった者や手続きを行わない者が発生したため」とありますよね。この「者が発生したため」というのは、読みようによっては上から目線に感じる人もいないかと思いました。

「者」というのは資料1にもあって、「安定運営に不安がある者を指導する」、それから、資料2-5の右側の旧設墓地の管理方法で「特定した者に対して管理料を徴収」とありますが、他人に対して「者」と言うのはちょっと失礼な感じも受けます。

先ほどの表現について言えば、「名乗り出なかつたり、手続を行わない例があったため」でいいだろうと思います。これは計画素案の段階ですが、いずれ運営計画になって世の中に出ていくものですから、読みようによっては配慮に欠ける表現だと思われぬように「者」とするのはやめたほうがいいのではないかと感じました。

○上田部会長 事務局にご検討をいただきたいと思います。

そのほか、全体を通して、問題点から中長期の施策、そして、具体的な解決手法の検討、スケジュール、指標という一連の流れはどうかというようなところも含めて、いかがでしょうか。

もしよろしければ、本日まで発言をいただいている佐々木委員からありませんか。

○佐々木委員 くだいようですけれども、セーフティーネットのところについてです。

資料4の参考指標のところにも「セーフティーネットとしての役割が保たれる」とだけ書いているのですが、多様なニーズということも途中に出てきていますし、参考指標達成による寄与というところはこの文言でいいのかな、どうなのだろうなと思いました。

○上田部会長 今さらですが、事務局へ確認です。

セーフティーネットという表現に皆さんは引っかかっているということですが、札幌市の条例や何かで使われている文言ですか。

○事務局（岸霊園管理担当係長） 私の記憶になりますが、セーフティーネットという言葉は使われていないかと思えます。

○上田部会長 もしかしたら、そもそもの文言も含めての検討が必要かもしれませんね。

ちなみに、先ほどからの質疑で出てきていた札幌市としての役割はということですが、その場合の表現です。要は、札幌市として墓地においてどういった役割を担いますということは基本構想で書かれていることなのでしょう。

我々はこれに縛られ、これを前提として議論しているかという話なのです。

○事務局（岸霊園管理担当係長） 札幌市火葬場・墓地の在り方基本構想の中でセーフティーネットという言葉が出ていますので、この言葉を使っているところは少なからずあります。

○上田部会長 そのほかはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○上田部会長 それでは、本日出された意見をこれからの計画原案に反映していただければと思います。

皆さん、ご意見をどうもありがとうございました。

3. 連絡事項

○上田部会長 引き続き、事務局から連絡事項等があればお願いいたします。

○事務局（柳墓園管理係員） 本日も様々のご意見を賜り、ありがとうございました。

次回の第5回墓地部会では運営計画原案について議論していただくこととなります。

第5回墓地部会は10月中の開催を予定しておりますが、10月には衆議院議員選挙が予定されていることから、9月に前倒しで開催される可能性もあります。具体的な開催日時につきましては、8月下旬頃、日程調整のメールをさせていただきたく思っておりますが、次回開催につきましてもどうぞよろしくお願いたします。

4. 閉 会

○上田部会長 それでは、これもちまして第4回墓地部会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上